

金沢大学融合学域同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「金沢大学融合学域同窓会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、その融和向上を通じて金沢大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

1. 会員の親睦、交流等に関する事項
2. 母校の発展に関する事項
3. その他本会の目的達成のために必要な事項

(住所)

第4条 本会の事務所は、金沢大学融合学域内（石川県金沢市角間町）に置く。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、通常会員、準会員、特別会員及び賛助会員とする。

1. 通常会員：金沢大学融合学域卒業生及び金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻修士
2. 準会員：金沢大学融合学域及び通常会員でない金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻に在籍している学生
3. 特別会員：金沢大学融合学域及び金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻の教員及び元教員
4. 賛助会員：本会に特別の貢献があった者で評議会で認めた者

第3章 役員会・会議

(役員の定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 評議員 若干名
 4. 会計監事 若干名
 5. 事務局長 若干名
- 2 役員は無報酬とする。ただし、評議会の決議を経て有給事務員を置くことができる。

(役員の選任)

第7条 役員の選任は、次のとおりとする。

1. 会長：通常会員の中から評議会が推薦し、総会で選任する。

2. 副会長：通常会員の中から評議会が推薦し、会長が委嘱する。
3. 評議員：通常会員の中から評議会が推薦し、会長が委嘱する。
4. 会計監事：会員の中から評議会が推薦し、会長が委嘱する。
5. 幹事：会員の中から評議会が推薦し、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 評議員は、第4条に掲げる重要事項を審議する。
4. 会計監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
5. 幹事は、日常の業務を行う。

(役員の任期)

第9条 会長及び他の役員、評議員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会では、次の会議を開催する。

1. 総会
2. 評議会

(総会)

第11条 総会は本会の最高決定機関であって、通常会員をもって構成する。

1. 総会は評議会が適当と認めるときに開催する。会長がこれを招集し、その議決は出席会員の過半数をもって行う。
2. 次の事項は総会で承認されなければならない
 - (1)会長の選出
 - (2)会則の改廃
 - (3)同窓会の解散
 - (4)その他重要な事項
3. 通常会員の3分の1が要求した時には臨時総会を開くこととする。

(評議会)

第12条 評議会は、会長、副会長、評議員、幹事で構成する。

1. 評議会は会長が随時これを招集し、その議決は出席者の過半数をもって行う。
2. 運営上必要であれば、会長の命により、評議会を構成しない会員に対して出席を要請することができる。
3. 評議会は次の事項について承認する
 - (1)事業報告及び決算
 - (2)事業計画及び予算
 - (3)役員の選出（会長を除く）
 - (4)その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、通常会員および準会員の会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会費の納入)

第14条 通常会員および準会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入の時期等は、評議会の定めた会費納入規程による。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第16条 本会の会計については、毎年1回評議会において会計報告をしなければならない。

(会則の変更)

第17条 本会則は、総会においてこれを変更することができる。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢大学融合学域同窓会会費納入規程

金沢大学融合学域同窓会会則第14条に基づき、会費の額及び納入の時期等について、次のとおり定める。

- (1) 会費の額は、終身会費として、1,000円とする。
- (2) 納入の時期は、準会員の資格を得た入学時とする。ただし、金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻の入学者のうち、本同窓会通常会員又は準会員として会費の既納者は除くものとする。
- (3) 会長が本会の運営のために必要と認めた時は、評議会の承認を得て本会の通常会員から特別会費を徴収することができる。
- (4) 一旦納入した会費はこれを払い戻さない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。